

「こどもみまもり 110 番」 Q & A

狛江市教育委員会
狛江市立学校 PTA 連合会

Q1. 「こどもみまもり 110 番」の役割は何ですか。

A. 「こどもみまもり 110 番」の役割は、子どもが身の危険を感じた時の緊急時助けを求める家や店舗に、シンボルマークを子どもから見やすい所に提示して頂くことと、子どもが避難してきた時に受け入れて下さる事です。その時の対応については、マニュアル「子どもたちが避難してきたとき」を用意してあります。それに従って頂ければありがたいと思います。

Q2. こどもが「こどもみまもり 110 番」しか駆け込めないと思うのではないですか。

A. 基本的には本当に「こわい、あぶない」と感じたときは、どこかの家にでも助けを求めてよいと説明していきます。

Q3. 子どもが逃げ込んで来た時、どんな対応をすればいいですか。

A. 先ず、子どもを保護し落ち着かせて下さい。その上でマニュアルに示した対応（110 番または 119 番通報）をお願い致します。詳しくは「110 番のかけかた」をご覧ください。

Q4. 留守がちなのですが、「こどもみまもり 110 番」を引き受けてもいいですか。

A. 家にいる時間に一定の基準は定めていません。常に家にいなくてはならないということではありません。子どもが助けを求めて来たとき、どのようにすればいいか、地域で健全育成をどう進めたらいいのか等について、より多くの家庭や地域の方々に理解して頂くことが大切だと考えています。

Q5. 集合住宅ですが、「こどもみまもり 110 番」を引き受けてもいいですか。

A. 「こどもみまもり 110 番」は、子どもの緊急時の避難所であり、必要に応じて大人がいることが条件と考えています。集合住宅の場合、管理人室に頼みますが、子どもが避難してきた時、大人が対応できるならば最上階でも可能です。

Q6. 留守にする場合はどうするのですか。

A. 基本的には本当に「こわい、あぶない」と感じたときは、どこかの家にでも助けを求めてよいと説明していきます。常に家にいなくてはならないということではありません。しかしながら、日頃から近所の方々にもお声を掛けるなどして、協力を呼びかけて頂けるとありがたいです。

Q7. シンボルマークを提示することで、不審者からいやがらせを受けたりしないですか。

A. シンボルマークを提示してあることが、地域の抑制力になると考えていますが、そのようなときには、すぐに警察に連絡して下さい。警察がすぐに対応して下さいることになっています。より多くの方が「こどもみまもり 110 番」を引き受けて下さることが、地域で子どもを守ること、地域で子どもを育てることにつながっていくと考えています。

Q8. 子どもだけで留守番している時、避難してきた子どもや追いかけてきた大人が部屋に入り込むなどして、被害にあう心配はないですか。

A. 子どもだけで留守番をしている時は、対応しないように教えて下さい。また、大人に助けを求めるよう教えて下さい。

さらに、知らない人が訪ねて来ても、ドアを開けないように日頃から教えていくことも大切です。

Q9. 「こどもみまもり 110 番」の任期はありますか。また、やめたいときはどうしたらいいですか。

A. 任期は 2 年です。保険が切り替わるので、1 年毎に各校の P T A がお手紙か出向くかなどして、お伺いします。

また、やめたいときは「こどもみまもり 110 番」のシンボルマークをはずし、学校に返却して頂くか連絡して下さい。

Q10. 知らない家や施設には、いざという時に足が向かないことが考えられるのではないですか。

A. その為に、シンボルマークを用意し、駆け込み先に貼って頂くのです。本当はどこにでもかけこめることが望ましいが、「シンボルマークの家」に駆け込んでいい事を知らせることで、安心できると思います。また、活動を通して地域の方々と知り合いになっていき、どこでも駆け込めるようになっていくのではないのでしょうか。